

白岡市地域福祉計画市民懇話会会議運営要領

令和2年7月14日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、白岡市地域福祉計画市民懇話会設置要綱（令和2年白岡市告示第60号）第9条の規定に基づき、白岡市地域福祉計画市民懇話会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴の手続及び会議傍聴券)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で自己の住所及び氏名を様式第1号の会議傍聴申込書に記入し、会長に申し込まなければならない。

2 会長は、前項の規定による申込みを受けたときは、会議開始時刻までに傍聴の可否を決定し、傍聴を許可した者に様式第2号の会議傍聴券を交付するものとする。

3 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、会議傍聴券を提示しなければならない。

4 会議傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第7条ただし書の規定により、撮影又は録音をすることにつき会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) 資料、文書等を配布しないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が第6条に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録の作成等)

第10条 会長は、次に掲げる事項を記載した様式第3号の会議録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者
- (3) 会議事項
- (4) 会議経過（議事の要旨）
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 作成した会議録は、会長又はこれに準ずる者が署名し、これを保管するものとする。

4 会議録は、会長又はこれに準ずる者が署名した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第11条 会議録及び会議資料は、原則として公開するものとする。

(会議録等の公開方法等)

第12条 会議録及び会議資料の公開の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康福祉部福祉課内の所定の場所に会議録等の写しを備え付けて公開する方法
- (2) 市公式ホームページに掲載して公開する方法
- (3) その他会長が特に必要と認める方法

2 会議録は、当該会議録が確定した日以後、速やかに公開するものとする

る。

3 会議資料は、会議開催日以後、速やかに公開するものとする。

附 則

この要領は、令和2年7月20日から施行する。